

# デイサービス重要事項説明書 20240401

## 1 ケア・ステーション淨信館通所介護及び総合事業において実施される旧来の介護予防通所介護相当のサービス（第一号通所介護事業）（以下、総称を「デイサービス」という）の概要

### (1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ケア・ステーション淨信館
所在地	青森県八戸市一番町二丁目3番地12
電話番号	直通 0178-27-7450（代表 0178-27-6844）
FAX番号	0178-27-7451
事業所番号	0270301831
通常事業の実施できる地域	八戸市 ※実施地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。 送迎車両の都合にてお受けできない場合もあります。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	資格	人数	兼務の別	合計	業務内容
管理者	看護師	1名	あり	1名	従業者及び業務の管理
生活相談員	介護福祉士	2名以上	あり	2名以上	生活指導その他の デイサービス提供
看護師	看護師	2名以上	あり	2名以上	看護その他のデイサービスの 提供（機能訓練指導員と兼務）
機能訓練指導員	看護師	2名以上	あり	2名以上	機能訓練その他のデイサービスの 提供(看護師と兼務)
介護士	介護福祉士・ ヘルパー2級 等	10名 以上	あり	10名 以上	介護とその他のデイサービスの 提供
勤務時間 生活相談員 8時～18時 看護職員 8時～18時 介護職員 8時～18時					

### (3) 当事業所の設備の概要

- ・1日の定員 50人
- ・食堂
- ・機能訓練室1
- ・機能訓練室2（シアタールーム）
- ・浴室2室 浴槽4据え（一般浴槽1据え、個浴槽2据え、寝浴槽1据え）リフト2台
- ・静養室1室 寝台2床
- ・相談室1室
- ・送迎車6台

#### (4) サービスの提供時間帯

	営業時間	サービス提供時間
月曜日～土曜日	8:00～18:00	9:15～16:30
12月31日	8:00～14:30	9:15～13:30
休業日	1月1日～2日、日曜日	

※地震、台風や雪などによる悪天候及び感染症の蔓延時には、利用者様の安全確保の為、サービスを中止する場合があります。

## 2 当事業所の通所介護等の特徴等

### (1) 運営の方針

- ①通所介護では、事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担軽減を図ることに資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。
- ②第一号通所事業では、事業者は利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上に資するよう、目標を設定し、計画的に行うものとします。
- ③事業者自らその提供するデイサービスの質の評価を行ない、常にその改善を図るものとします。
- ④デイサービスの提供にあたっては、通所介護計画または第一号通所サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行ないます。
- ⑤デイサービスの提供にあたる従業者は、デイサービスの提供にあたっては、親切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ないます。
- ⑥デイサービスの提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行ないます。
- ⑦デイサービスは、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。特に認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。
- ⑧事業の実施にあたっては、市町村、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等、他の介護老人保健施設等の保健、医療、福祉サービスとの連携に努めます。

### (2) サービス利用のために

事 項	備 考
従業員への研修の実施	年10回以上研修を実施しています
サービスマニュアル	サービスマニュアルに添った適切なサービスを提供します
身体的拘束	サービス提供にあたり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体を拘束し、あるいはその他利用者の行動を制限することはしません。 利用者の行動を制限する場合、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、かつ事前または事後速やかに利用者のご家族に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について説明します。 利用者の行動を制限した場合は、1) 利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間、及び実施された期間、2) 利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要をデイサービスサービス提供記録に記載し、記録します。

### (3) サービスの利用に当たっての留意事項

送迎時間の連絡	変更がある場合は、前日の17:00までに事業所に連絡して下さい。
体調確認	迎え時と来所後に体温、血圧等を確認します。
体調不良等によるサービスの中止・変更	当日の8:00までに事業所に連絡して下さい。
食事のキャンセル	当日の9:30までは無料。以降は利用の有無にかかわらず有料。
設備、器具の利用	取扱方法を職員から聞き、大切に使用して下さい。
喫煙	全館禁煙となっております。
食事の持ち込み	原則禁止。万一、持参された食事が原因で事故が発生した場合、事業所は責任を負いかねますので、ご了承願います。
貴重品の持ち込み	事業所では貴重品の管理はいたしません。万一、紛失等の事故が発生した場合、事業所は責任を負いかねますので、ご了承願います。

※市中の感染症の蔓延等により、感染が疑われるような場合、迎えの時点で利用をお断りする場合があります。

## 3 サービスの内容

- (1) 送迎
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談

## 4 利用料金

### (1) 利用料

別紙（利用料について）の通り定めております。

### (2) 料金の支払方法

毎月15日までにデイサービス契約書で指定された請求書の送り先に、前月分の請求をいたします。

※自動振替の場合には通帳に記帳される明細がお支払いの証明となります。

お支払い方法は、郵便局預金口座自動振替、みちのく銀行口座振替、その他の銀行口座振替の中から選べます。

### (3) 連帯保証人

連帯保証人は、万一の場合に契約者に代わり債務を保証していただける方で、支払い能力のある成人者としてください。

## 5 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

介護支援専門員の居宅サービス計画に基き、サービスの利用が開始されます。

### (2) サービスの利用変更と相談

当事業所の生活相談員にご相談ください。ご担当の介護支援専門員と連絡、調整を行う等し、ご要望に添えるように致します。

### (3) サービスの終了

①利用者やご家族などのご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

### ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ア. 要介護等認定更新及び事業対象者確認において利用者が自立と認定された場合。
- イ. 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合。
- ウ. 最終利用月から6ヶ月サービスを利用しなかった場合。
- エ. 利用者が亡くなられた場合。

### ④契約の解除若しくは解約があった場合

契約書第14条に基づき、以下の場合にはサービスを終了いたします。

- ア. 利用料を滞納し、督促を行っても尚、支払いを行わない場合。
- イ. 利用者が法令違反あるいは、秩序破壊行為を行い、改善の見込みがない場合。
- ウ. 利用者及び契約者が、事業者の申し入れする利用料の変更に承諾しない場合。
- エ. 利用者のもつ伝染性の疾患により、他の利用者への感染の恐れがあり、治療が必要な場合。
- オ. 利用者の行動が他の利用者の生命、健康及び精神面に重大な影響を及ぼす場合。
- カ. 事業者が提示する安全のための方策に、正当な理由なく利用者が従わないことが継続する場合。
- キ. ハラスメント問題が発生し、事態が回復しない場合。

### ⑤その他

契約者が、サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。なお、この場合、契約の終了後の予約は無効となります。

## 6 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のお客様相談・苦情窓口

苦情解決責任者 松林 明子

担当者 石田 聡 佐々木 和恵

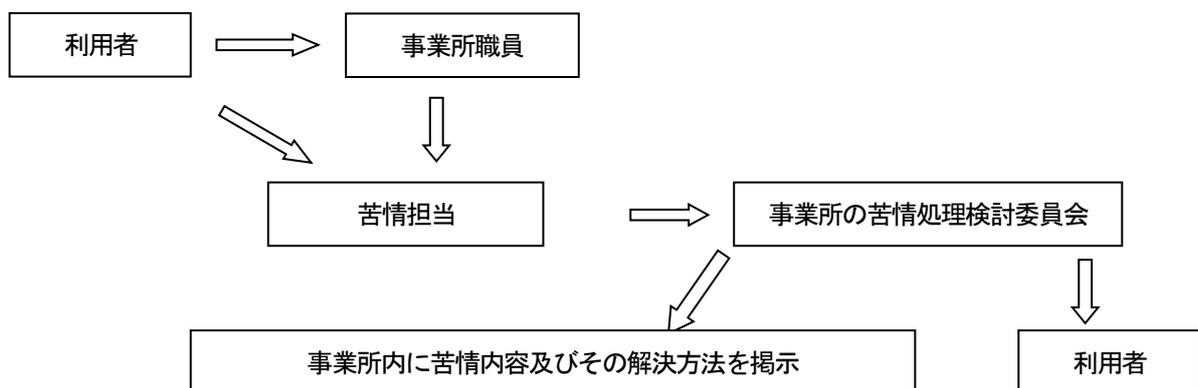
電話 0178-27-6844 FAX 0178-27-7451

受付日 月曜日～金曜日（ただし祝日及び1月1日～2日、12月31日を除く）

受付時間 9:00～16:00

### (2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



### (3) その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 八戸市介護保険課

0178-43-2111

イ 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

017-723-1336

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

## 8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、事業所が契約している損害賠償保険により損害賠償いたします。（当事業所は日本興亜損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）ただし、事業所に故意・過失がないことを証明した場合はこの限りではありません。

## 9 非常災害対策

防災時の対応	119番通報、初期消火を実施し、状況により避難及び退避させる。 地震・風水害、悪天候時に状況により避難及び退避させる。
防災設備	消火器、警報装置、スプリンクラー等
防災訓練	年2回以上の避難訓練を実施する。
防災責任者	小坂 忍
防火責任者	石田 聡

## 10 ハラスメント対策

利用者及び家族と事業者がお互いに信頼関係を築きより良い介護を提供し続けられるよう、ハラスメント（迷惑行為）に当たる以下のような行為は慎んでくださいますようお願い致します。尚、事業者が事態の回復が見込めないと判断した場合には、契約書14条に基づき契約を解約させて頂く場合がありますのでご理解ください。

※介護現場におけるハラスメントの定義

①身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（職員が回避し危害を免れた場合も含む）

例) ・物を投げつける ・蹴る ・手を払いのける ・服を引きちぎる	・叩く ・手をひっかく ・つねる ・水などをかける	・首を絞める ・杖などを振り回す ・唾を吐く
---	------------------------------------	------------------------------

②精神的暴力…個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

例) ・怒鳴る ・大声を発する ・脅す ・威圧的な態度で文句を言い続ける ・「この位は出来て当然」と理不尽な要求をする ・職員に対して批判的な言動を繰り返す	・特定の職員に対し嫌がらせをする ・家族が利用者の発言を鵜呑みにし、理不尽な要求をする ・通常のサービス以外の要求をする 等
--	---

③セクシャルハラスメント…意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせをする行為。

例)

- ・必要もなく職員の身体を触る
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・女性のヌード写真等を見せる
- ・あからさまに性的な話をする

等

④その他、ハラスメントとして該当すると認めた行為。

例)

- ・利用者間の公平性に反する要求を繰り返す
- ・土下座の要求をする

等

## 11 個人情報の保護

- (1) 当該事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。
- (2) 当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者及びご家族の個人情報を漏らしません。
- (3) 事業者では、利用者の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はご家族の個人情報を用います。

令和 年 月 日

デイサービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 八戸市一番町2丁目3番地12

名称 株式会社コサカ・ライフサポート

ケア・ステーション淨信館

説明者氏名

印

私は、本書面により事業者からデイサービスについての重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意します。

利用者（契約者） 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印